

## 海運代理店業に係る届出の記載について

### ○開始届出の届出日について

事業を開始してから30日以内に届出をしてください。

① 住所及び氏名・・・住所及び氏名、法人にあっては代表者名も記入してください。

② 開始した事業の概要

(a) 主たる及び従たる事務所の名称及び所在地

当該届出事業に従事する主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地を記載してください。（従たる事務所については複数記載可）

(b) 契約又は媒介の概要

契約した代理店業務を記載してください。

【入出港業務の代理、集荷業務の代理、船荷証券（B/L）発行の代理、傭船契約の代理、船員・舶用品の諸手配、網取り放し、荷役の手続、安全管理、タグボート・サーベイヤー等の手配、荷主・船主間との諸連絡 等】

(c) 契約又は媒介の相手先の氏名及び住所

海運代理店契約を結んだ相手先の氏名及び住所を記載してください。

③ 事業開始の年月日・・・海運代理店業務を開始した年月日を記載してください。

### ○その他の注意事項

① 事業を廃止した場合は、事業の廃止の日から30日以内に「海運代理店業廃止届出」を提出願います。（提出通数は、開始届出と同じ）

② 届出事項のうち、「住所若しくは氏名」「主たる若しくは従たる事務所の名称若しくは所在地」に変更（増減も含む。）を生じた場合は、変更の日から30日以内に「海運代理店業変更届出」を提出願います。（提出通数は開始届出と同じ）

③ 事業開始から30日以内に届出できなかった場合は遅延理由書を添付願います。（様式問わず。）

### ○提出部数は、1通です。

支局・事務所に提出の場合、（写）1通を追加下さい。

届出者（控）1通もご用意下さい。（受付のうえ返却します）